

令和 4 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 5 年 11 月

大阪国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者への調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額についても高水準
- 簡易な接触による調査等件数、非違件数、申告漏れ所得及び追徴税額は減少したものの、実地調査を含めた調査等の合計は、全て増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が5千8百件（前事務年度3千件）、着眼調査が2千件（同7百件）であり、合計7千8百件（同3千7百件）、このほか、簡易な接触の件数は8万3百件（同8万2千7百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は8万8千件（同8万6千4百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万9千5百件（同4万7千9百件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、904億円（同602億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは834億円（同569億円）、着眼調査によるものは69億円（同33億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は366億円（同399億円）となっており、調査等合計では1,269億円（同1,001億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、199億円（同134億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは193億円（同131億円）、着眼調査によるものは6億円（同3億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、257万円（同362万円）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は32億円（同41億円）となっており、調査等合計では231億円（同176億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	件	3,012	148.5%	700	143.8%	3,712	147.4%	82,683	104.1%	86,395	106.3%	
		5,792	192.3%	1,965	280.7%	7,757	209.0%	80,263	97.1%	88,020	101.9%	
申告漏れ等の 非違件数	件	2,741	144.6%	507	139.0%	3,248	143.5%	44,622	103.2%	47,870	106.6%	
		5,136	187.4%	1,307	257.8%	6,443	198.4%	43,036	96.4%	49,479	103.4%	
申告漏れ 所得金額	百万円	56,924	134.1%	3,310	123.4%	60,234	133.3%	39,899	114.8%	100,133	125.5%	
		83,446	146.6%	6,914	208.9%	90,360	150.0%	36,581	91.7%	126,941	126.8%	
追徴 税額	本税	百万円	11,123	125.8%	258	134.8%	11,382	126.2%	4,058	140.3%	15,440	130.0%
			16,149	145.2%	572	221.7%	16,721	146.9%	3,138	77.3%	19,860	128.6%
	加算税	百万円	2,014	127.6%	31	133.3%	2,045	127.7%	86	83.3%	2,131	124.8%
			3,106	154.2%	72	232.3%	3,179	155.5%	38	44.2%	3,217	151.0%
	計	13,137	126.1%	290	134.6%	13,427	126.2%	4,144	139.0%	17,570	129.3%	
			19,256	146.6%	644	222.1%	19,900	148.2%	3,176	76.6%	23,076	131.3%
一件 当たり 追徴 税額	申告漏れ 所得金額	万円	1,890	90.3%	473	85.6%	1,623	90.4%	48	109.4%	116	118.3%
			1,441	76.2%	352	74.4%	1,165	71.8%	46	95.8%	144	124.1%
	本税	万円	369	84.8%	37	90.6%	307	85.5%	5	150.0%	18	126.7%
			279	75.6%	29	78.4%	216	70.4%	4	80.0%	23	127.8%
		加算税	万円	67	84.9%	4	100.0%	55	87.8%	0.1	100.0%	2
		54	80.6%	4	100.0%	41	74.5%	0.0	0.0%	4	200.0%	
	計	436	84.8%	41	91.7%	362	85.5%	5	150.0%	20	116.7%	
			332	76.1%	33	80.5%	257	71.0%	4	80.0%	26	130.0%

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である。
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。
6 朱書きは全国の前年比を示す。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1千9百件（前事務年度1千8百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千7百件（同1千5百件）となっています。

申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、176億円（同162億円）となっています。

事務年度等 項目	3事務年度	4事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	1,769	1,918	108.4
土地建物等	1,121	1,194	106.5
株式等	648	724	111.7
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	1,506	1,692	112.4
土地建物等	912	1,008	110.5
株式等	594	684	115.2
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	85.1	88.2	3.1
土地建物等	81.4	84.4	3.1
株式等	91.7	94.5	2.8
④	億円	億円	%
申告漏れ所得金額	162	176	108.8
土地建物等	96	129	133.5
株式等	66	48	72.6
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	917	920	100.3
土地建物等	860	1,077	125.3
株式等	1,016	661	65.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの追徴税額についても高水準
- 簡易な接触による調査等件数、非違件数及び追徴税額は減少したものの、実地調査を含めた調査等の合計は全て増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3千8百件（前事務年度2千件）、着眼調査が9百件（同3百件）であり、合計4千7百件（同2千3百件）、このほか、簡易な接触の件数は8千9百件（同9千4百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万3千6百件（同1万1千7百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は9千5百件（同7千8百件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、71億円（同52億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは69億円（同50億円）、着眼調査によるものは3億円（同1億円）となっています。
 なお、実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、152万円（同226万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は8億円（同12億円）となっており、調査等合計では過去最高の79億円（同64億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計			
	特別・一般		着眼		計							
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		
調査等件数	件	1,950	152.5%	332	144.4%	2,282	150.9%	9,449	100.3%	11,731	110.3%	
	件	3,840	196.9%	860	259.0%	4,700	206.0%	8,940	94.6%	13,640	116.3%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	件	1,754	148.2%	285	136.6%	2,039	146.1%	5,770	97.9%	7,809	110.4%	
	件	3,376	192.5%	642	225.3%	4,018	197.1%	5,451	94.5%	9,469	121.3%	
追徴税額	本 税	百万円	4,355	138.9%	107	100.0%	4,462	136.8%	1,175	83.8%	5,638	123.8%
		百万円	5,695	130.8%	214	200.0%	5,909	132.4%	787	67.0%	6,696	118.8%
	加 算 税	百万円	668	152.6%	22	66.7%	690	148.8%	41	100.0%	731	146.5%
		百万円	1,181	176.8%	41	186.4%	1,222	177.1%	31	75.6%	1,253	171.4%
計	百万円	5,023	141.2%	129	107.7%	5,153	139.4%	1,216	84.5%	6,369	126.9%	
	百万円	6,876	136.9%	255	197.7%	7,131	138.4%	818	67.3%	7,949	124.8%	
一 件 当 た り	本 税	万円	223	91.4%	32	75.0%	196	90.8%	12	80.0%	48	109.4%
		万円	148	66.4%	25	78.1%	126	64.3%	9	75.0%	49	102.1%
	加 算 税	万円	34	100.0%	7	62.5%	30	100.0%	0.4	100.0%	6	140.0%
		万円	31	91.2%	5	71.4%	26	86.7%	0.3	75.0%	9	150.0%
計	万円	258	92.9%	39	70.0%	226	92.3%	13	90.0%	54	113.5%	
	万円	179	69.4%	30	76.9%	152	67.3%	9	69.2%	58	107.4%	

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。
 5 朱書きは全国の前年比を示す。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～申告漏れ所得金額及び追徴税額は高水準～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和4事務年度においては、384件（前事務年度265件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,524万円（同6,771万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,441万円（同1,890万円）に比べ、2.4倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、135億円（同179億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は988万円（同1,975万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の332万円（同436万円）に比べ3倍となっています。また、追徴税額の総額は38億円（同52億円）に上ります。
 - 海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は982万円（同3,189万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の332万円（同436万円）に比べ3倍となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度			
調査件数	265	384	144.9%	5,792	
申告漏れ等の非違件数	238	331	139.1%	5,136	
申告漏れ所得金額	179	135	75.4%	834	
追徴税額	52	38	73.1%	193	
1件当たり	申告漏れ所得金額	6,771	3,524	52.0%	1,441
	追徴税額	1,975	988	50.0%	332

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度			
調査件数	100	141	141.0%	5,792	
申告漏れ等の非違件数	95	122	128.4%	5,136	
申告漏れ所得金額	98	58	59.2%	834	
追徴税額	32	14	43.8%	193	
1件当たり	申告漏れ所得金額	9,760	4,141	42.4%	1,441
	追徴税額	3,189	982	30.8%	332

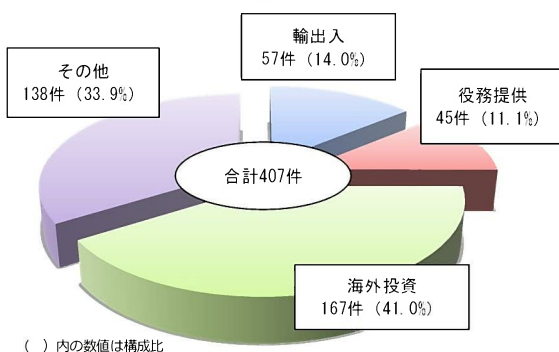
2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況 ～申告漏れ所得金額及び追徴税額は高水準～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和4事務年度においては、407件（前事務年度256件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,287万円（同5,514万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,441万円（同1,890万円）と比べ2.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は134億円（同141億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は1,145万円（同1,806万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の332万円（同436万円）と比べ3.4倍となっています。また、追徴税額の総額は過去最高の47億円（同46億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

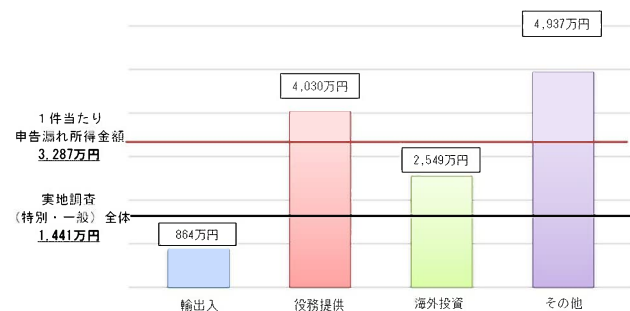
項目	事務年度等		4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数	256	407	159.0%	5,792
申告漏れ等の非違件数	234	361	154.3%	5,136
申告漏れ所得金額	141	134	95.0%	834
追徴税額	46	47	102.2%	193
1件当たり 申告漏れ所得金額	5,514	3,287	59.6%	1,441
1件当たり 追徴税額	1,806	1,145	63.4%	332

○ 取引区分別の調査の状況



(注) ()内の数値は構成比

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況 ～暗号資産等取引を含め、調査件数や追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、204件（前事務年度107件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,426万円（同1,481万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は29億円（同16億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は390万円（同263万円）となっています。また、追徴税額の総額は8億円（同3億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

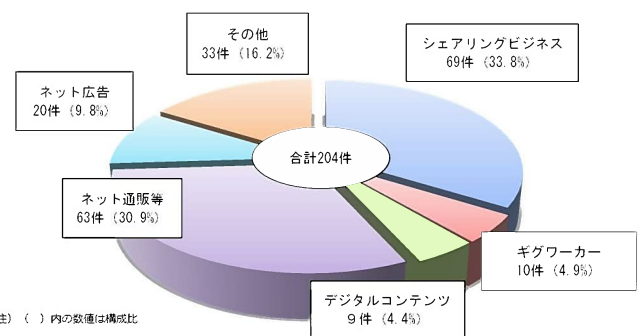
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、85件（前事務年度83件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,859万円（同4,430万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は33億円（同37億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,507万円（同1,712万円）となっています。また、追徴税額の総額は13億円（同14億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数 件	107	204	190.7%	5,792	
申告漏れ等の非違件数 件	100	187	187.0%	5,136	
申告漏れ所得金額 億円	16	29	181.3%	834	
追徴税額 億円	3	8	266.7%	193	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	1,481	1,426	96.3%	1,441
	追徴税額 万円	263	390	148.3%	332

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数 件	83	85	102.4%	5,792	
申告漏れ等の非違件数 件	74	74	100.0%	5,136	
申告漏れ所得金額 億円	37	33	89.2%	834	
追徴税額 億円	14	13	92.9%	193	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	4,430	3,859	87.1%	1,441
	追徴税額 万円	1,712	1,507	88.0%	332

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・長油、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ギグワーカー・・・配達代行業、ギラ飲みなど
- 3 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 4 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 5 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 6 その他・・・1～5に該当しない経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税ともに追徴税額の総額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、758件（前事務年度375件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,255万円（同3,628万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,441万円（同1,890万円）に比べ2.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は247億円（同136億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は752万円（同635万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の332万円（同436万円）の2.3倍となっています。また、追徴税額の総額は過去最高の57億円（同24億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、1,529件（同747件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は258万円（同323万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の179万円（同258万円）の1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は過去最高の39億円（同24億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数(件)	375	758	202.1%	5,792	
申告漏れ所得金額(億円)	136	247	181.6%	834	
追徴税額(億円)	24	57	237.5%	193	
1件当たり	申告漏れ所得金額(万円)	3,628	3,255	89.7%	1,441
	追徴税額(万円)	635	752	118.4%	332

<消費税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数(件)	747	1,529	204.7%	3,840
追徴税額(億円)	24	39	162.5%	69
1件当たり追徴税額(万円)	323	258	79.9%	179

5 消費税の還付申告者への調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者への調査状況>

- 令和4事務年度においては、221件（前事務年度78件）実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は3.5億円（同1.2億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者への調査の状況

項目	事務年度等		対前年比
	3事務年度	4事務年度	
調査件数	78	221	283.3%
非違件数	62	141	227.4%
追徴税額	1.2	3.5	291.7%
1件当たり追徴税額	160	157	98.1%

- (注) 1 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った件数である。
- 2 令和3事務年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和3事務年度に実地調査行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和4事務年度においては、71件（前事務年度31件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は0.8億円に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等	3事務年度	4事務年度	
				対前年比
調査件数	件	31	71	229.0%
追徴税額	億円	0.5	0.8	160.0%
1件当たり追徴税額	万円	177	113	63.8%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	位
1	学 習 塾 経 営	1,986	736	-
2	自 動 車 小 売	1,898	726	-
3	特定貨物自動車運送	1,883	633	-
4	化 粧 品 卸 売	1,709	707	-
5	タ イ ル 工 事	1,683	496	18
6	商工業デザイナー	1,616	479	-
7	ブ リ ー ダ ー	1,561	465	2
8	西 洋 料 理 店	1,443	394	-
9	一 般 自 動 車 整 備	1,411	454	-
10	解 体 工 事	1,360	467	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円
1	貸金業	10,341	風俗業	2,516	風俗業	2,036	風俗業	1,805	キヤバクラ	2,715
2	風俗業	9,159	食肉卸売業	1,542	人材派遣	1,650	食肉小売業	1,465	機械器具部品修理	2,000
3	くず紙卸売業	1,761	廃棄物処理業	1,526	医薬品小売業	1,148	特自貨物送	1,198	す	1,645
4	食肉小売業	1,684	整形外科医	1,357	解体工事	1,003	防水工事	1,165	バ	1,612
5	廃棄物処理業	1,568	一般機械器具卸	1,163	鉄骨・鉄筋工事	999	ダンプ運送	1,117	風俗業	1,423

	平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額 万円
1	風俗業	2,424	す	2,406	商工業デザイナー	2,636	ホステス・ホスト	4,573	学習塾経営	1,986
2	人材派遣	1,902	風俗業	2,363	保険代理業	1,535	ブリーダー	3,444	自動車小売	1,898
3	不動産代理仲介	1,759	くず金・くず鉄卸	1,683	特自貨物送	1,531	プログラマー	2,491	特自貨物送	1,883
4	機械器具部品修理	1,588	バ	1,430	プログラマー	1,502	貨物軽車両運送	2,241	化粧品卸売	1,709
5	清掃業	1,551	冷暖房設備工事	1,414	清掃業	1,425	一般貨物送	2,035	タイル工事	1,683

(注) 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。

